

# 生駒市市民自治検討委員会調査部会（第2回）

日 時 平成19年9月27日（木）

午前10時

場 所 生駒市役所4階大会議室

## 次 第

### 案 件

#### 1 当部会の検討事項について

- (1) 行政組織・体制について
- (2) 法務体制・法令遵守について
- (3) 職員政策について
- (4) 行政手続について

#### 2 その他

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第2回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 行政組織・体制</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p> <p><b>【生野町】</b> (効率的な組織の構成) 第22条 町は、多様化、高度化する町民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりとともに、行政各分野にまたがる課題等に総合的に対応できる執行体制づくりに努めなければならない。</p> <p><b>【多摩市】</b> (市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (執行体制の整備) 第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p><b>【名張市】</b> (組織) 第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにならなければならない。</p> <p><b>【篠山市】</b> (市政運営の基本) 第4条 3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p><b>【例示】</b> 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p><b>【基本構想案】</b> ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p>

<p>各市町条例 (2) 法務体制・法令遵守 ・公益通報</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (政策法務の推進) 第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。 (法令の遵守) 第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。 (公益通報) 第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。 2 前項に関することは、別に定める。</p> <p><b>【名張市】</b> (法務政策) 第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。 (法令遵守と公益通報) 第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。 2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p><b>【例示】</b> 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。</p> <p><b>【基本構想案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。</li> <li>● 市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定めることを規定する。</li> </ul>

各市町条例  
(3) 職員政策

【宝塚市】

(市長の責務) 【再掲調査部会】

第4条

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(職員の責務) 【再掲調査部会】

第5条

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【生野町】 【再掲調査部会】

第14条 町職員は、まちづくりに必要な能力開発と自己啓発に努めなければならない。

【多摩市】 【再掲調査部会】

第16条

2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。

3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。

【伊賀市】

(職員政策)

第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。

2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。

3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。

【名張市】

(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

【篠山市】

(市長の役割及び責務) 【再掲調査部会】

第15条

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務) 【再掲調査部会】

第16条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

調査部会(第1回)の(4)長の責務及び(5)執行機関・職員の責務と同様の規定であることから、本項目については、規定しない。

【参考】

(4)長の責務

【例示】

市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【基本構想案】

●市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。

(5)執行機関・職員の責務

【例示】

市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【基本構想案】

●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならない旨を規定する。

<p>各市町条例 (4) 行政手続</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (行政手続の法制化) 第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p> <p><b>【宝塚市】</b> (行政手続) 第11条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めるものとする。</p> <p><b>【生野町】</b> (行政手続) 第30条 町の機関が行った処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p> <p><b>【名張市】</b> (行政手続) 第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p><b>【例示】</b> 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について、共通する事項を定めなければならない。</p> <p><b>【基本構想案】</b> ● <b>市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定めるべきことを規定する。</b></p>